

9/9(月)、9/10(火)、9/11(水)のいずれかに、日刊建設タイムズ社、日刊建設工業新聞社千葉総局、日刊建設新聞千葉総局、日刊建設通信新聞の入札募集欄に、下記の佐倉商工会議所会館エレベーター設置工事の入札募集記事が掲載されます。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

建築工事にかかる入札参加者の募集

【工事概要】

工事件名 : 佐倉商工会議所会館 エレベーター設置工事
事業主体 : 佐倉商工会議所
現場住所 : 千葉県 佐倉市 表町 3-3-10
工事概要 : 既存のRC3階の建物に、S造のEV棟を増築しエレベーターを設置する工事
※ 佐倉市による補助金対象工事
規模構造 : 既存建築物 : RC3階建て + 鉄骨造2階建て
増築EV棟(本工事の対象工事) : 鉄骨造3階建て(増築合計概ね45㎡程度)
床面積 : 増築床面積合計=概ね45㎡程度 ※委細は図面説明時にお知らせします
予定工期 : 2024年11月中下旬 ~ 2025年06月末日 (7ヶ月強)
※ EVの納期については2025年05月で確認済み

【入札参加の応募について】

注意事項 : 本件に関する事業主体への直接の訪問や問合せは、お控えください。
応募資格 : (1) 佐倉市入札参加資格者 のうち Bクラス以上の登録者 である者
(2) 過去15年以内に 下記の①②に該当する工事の業務実績を有する者
① 「鉄骨造3階以上の建築物を元請で受注した経験」
② 「3層以上の階に渉るエレベーター(住宅用を除く)の設置を含む工事」
※ 業務実績は検討できる場合があるので、下記提出先まで問合せ下さい
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者、且つ次のいずれにも該当しない者であること
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、
又は本工事の入札執行日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
イ 会社更正法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、
同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
(国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む)
ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、
同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
(国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けない者を含む)
エ この公告の日現在において、佐倉市から競争参加資格停止、
又は競争参加資格除外の措置を受けている者

応募書類 : 会社案内・業務経歴書・経営審査事項点数表・営業担当者名刺(各2部提出のこと)
応募期限 : 2024年09月13日(金)12:00まで
※ 「応募書類」を下記までご持参頂くことで、応募表明と致します
応募審査 : 2024年09月18日(水)午後までに
※ ご担当者宛に、審査結果と現場説明の日時を連絡致します
現場説明・図面説明(予定) : 2024年09月24日(火)~25日(水)
※ 各社の対応時間と説明場所は、応募決定者に通知致します
入札日程 : 2024年10月16日(水)を予定(佐倉商工会議所にて)
※ 各社入札時間の詳細は、現場説明にて通知します
契約日程 : 2024年11月14日(木)大安を予定

応募提出先・問合せ先 : 森田建築設計事務所(連絡担当者:小林・森田)
〒285-0022 千葉県 佐倉市 中尾余町 5番地
TEL 043-484-3098 FAX 043-383-3162

以上